

計画の期間

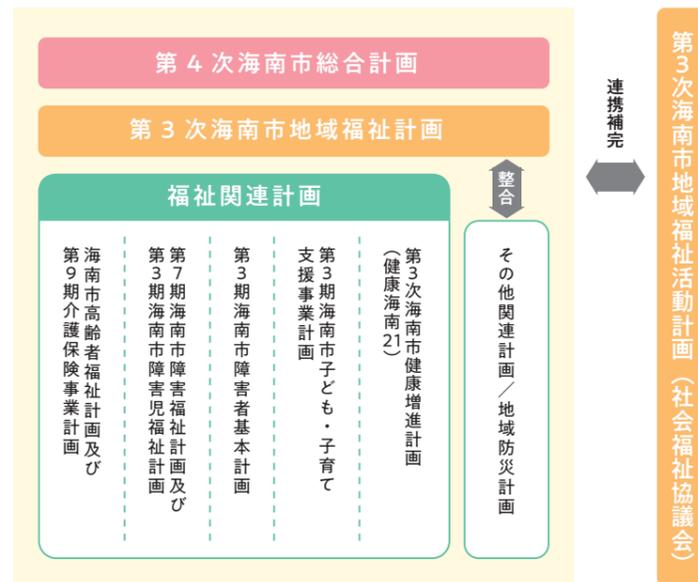
本計画の期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。
 なお、国や県等の動向を踏まえて、また、社会情勢の変化等を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
第3次（本計画）					第4次（次期計画）		

計画の位置づけ

この計画は、「海南省総合計画」に基づき、各福祉分野の上位計画に位置づけられる、福祉分野の総合的な計画です。

また、社会福祉協議会が策定する地域住民の活動・行動のあり方を定める「海南省地域福祉活動計画」と車の両輪のようにお互いの計画の内容や事業等を共有し、整合性を図りながら、相互に連携し、地域福祉を推進していきます。



計画の進行管理

本計画は、地域住民と行政が協働で取り組むもので、実施状況を精査し、海南省地域福祉計画推進検討会の意見を基に計画の進捗管理を行います。

また、「PDCA」サイクルを活用し、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返すことで進行状況の把握と課題解決を行い、継続的な改善に努めます。



第3次海南省地域福祉計画 【概要版】

発行年月：令和7年（2025年）3月 発行・編集：海南省くらし部 社会福祉課
 〒642-8501 海南省南赤坂11番地 TEL：073-483-8432 FAX：073-483-8429

第3次 海南省 地域福祉計画

2025年度～2029年度

- 概要版 -

市民みんなで安心していきいきと暮らしているまち



令和7年（2025年）3月

海南省

地域福祉とは？



「地域福祉」とは、年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、地域で暮らすすべての人が安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者等がお互いに協力しあい、助け合いながら地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

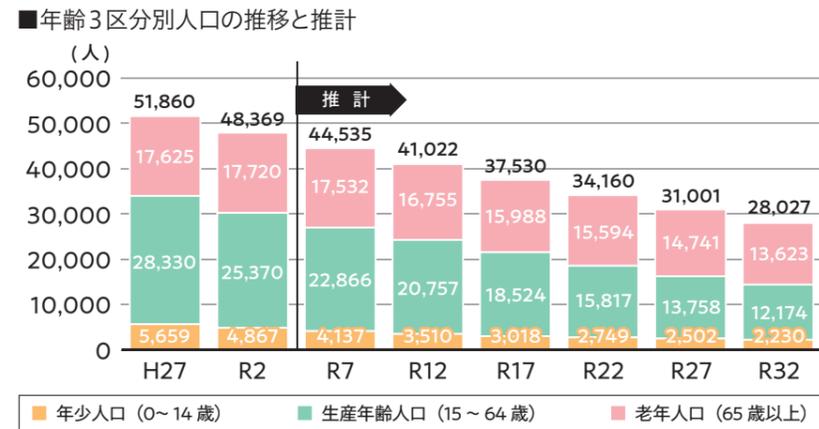
なぜ、地域福祉計画が必要なのか

近年、少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化、家族形態や働き方の変化により地域福祉の状況が大きく変化しています。また、ダブルケア、いじめ、子どもの貧困、ひきこもり、8050問題など、福祉分野の課題は複雑化し、公的サービスでは対応が難しい「制度の狭間」も存在しています。こうしたことから、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対して適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、本計画を策定しました。

海南市の状況

人口の動向

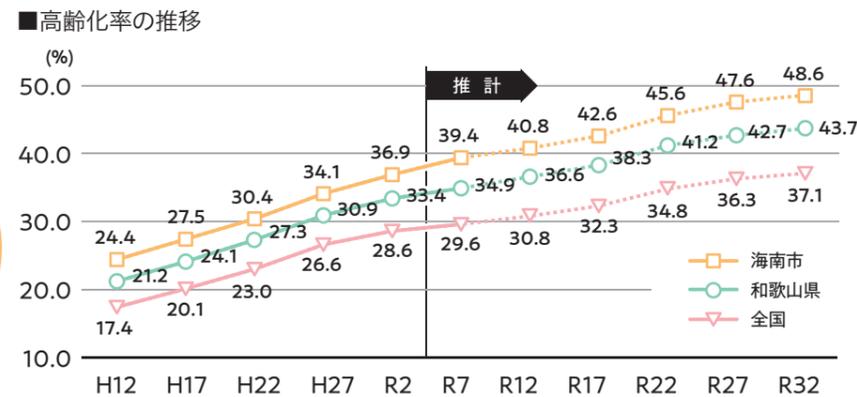
本市の人口をみると、減少傾向で推移しており、令和32年では28,027人となっています。



資料：平成27年から令和2年は国勢調査
令和7年からの推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(2022年推計)」
※平成27年から令和2年は年齢「不詳」を含む

高齢化率の動向

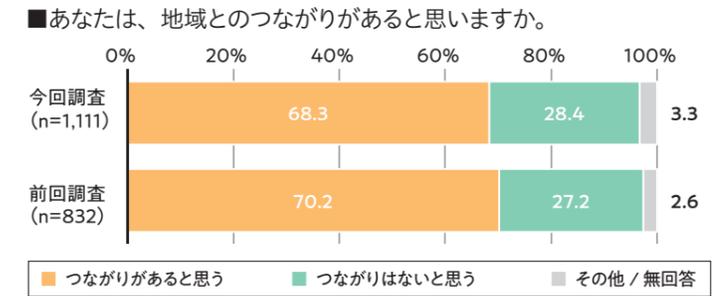
本市の高齢化率の推移をみると、上昇傾向にあり、令和2年で36.9%となっており、国や和歌山県と比較すると、高い水準となっています。



資料：平成12年から令和2年は国勢調査
令和7年からの推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(2022年推計)」

アンケート調査結果より

前回調査と比較すると、「つながりがあると思う」と答えた方の割合が低下しています。



地域福祉懇談会より

「つながりの希薄化」や「交通の不便さ」「情報格差の問題」「災害への対策」に対する意見が多く挙がっていました。

海南市の地域福祉における課題

課題

1 地域との連携・つながりの強化

- つながりがあると思うと答えた方の割合が前回から低下している。
- 「つながりの希薄化」や「近所付き合いの減少」等を地域の課題として挙げている地区が多くある。

課題

2 地域福祉の担い手の育成

- 職員やボランティア、自治会等への参加者の高齢化がみられる。
- 地域の活動や行事に「よく参加している」「ある程度参加している」と答えた方の割合が前回調査から低下している。

課題

3 相談体制の整備・充実

- 福祉や行政に関する身近な相談体制に対する満足度で、「満足」「まあ満足」を足した割合は10%と低い結果となっている。
- 支援が困難な事例も増えてきている。

課題

4 わかりやすい情報の発信

- 行政に対して「広報面での協力が必要」という声が続いている。
- 「情報格差の問題」を地域の課題として挙げている地区がある。

課題

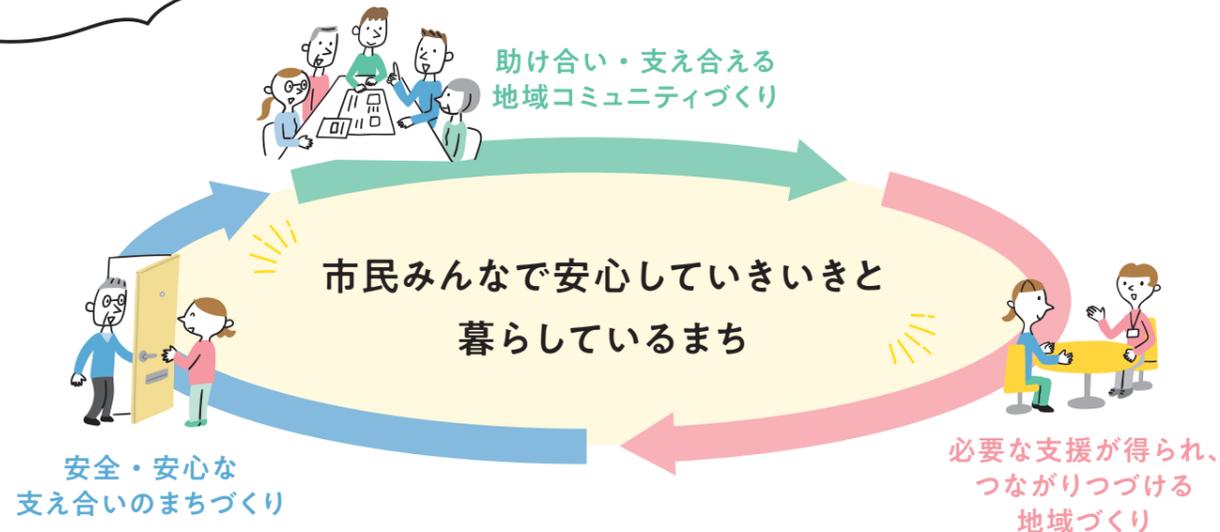
5 安全・安心なまちづくりの推進

- 現在もしくは将来的に手助けをしてほしいと思うこととして、「災害時における避難」と答えた方の割合が最も高くなっている。
- 「防災意識が低い」や「水害が心配」等を地域の課題として挙げている地区が多くなっている。



基本理念

本計画では、行政や社会福祉協議会、地域住民、関係機関等が連携し、住民が心身ともに健やかに過ごせる環境を整え、相互支援の輪を広げる取組を進めるとともに、住民自らもその輪に参加していく仕組みづくりを進めます。



包括的な支援体制の仕組み

本市では国が示すモデルを踏襲するのではなく、本市で蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、「海南市版の包括的な支援体制づくり」を進めることが重要と考えています。

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を基に、公民協働で一体的な支援を行います。また、計画策定後も現場の新たな課題に対応するため、関係機関と協議しながら点検・改善を続けます。

■海南市における包括的支援体制図



基本目標 1

助け合い・支え合える地域コミュニティづくり



コミュニティの希薄化と社会的孤立が課題であるため、地域住民や地域団体の交流を促進し、福祉意識を高めることで解決につなげられる地域づくりを進めます。また、福祉への関心の低下から次代の担い手づくりも重要な課題であり、その発掘や育成を充実させることを目指します。

基本施策 1 地域における助け合い・支え合い体制を構築します

行政が取り組むこと

- 小地域における地域活動の基盤を整備します。
- 地域福祉を担う人材の育成に努めます。
- 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の運営を支援します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 身近な地域における地域活動の基盤を強化します。
- 地域ニーズに応じてボランティアの組織化、運営支援、連絡調整を行います。
- コーディネーション力の高い専門職（生活支援コーディネーター等）を地域担当として配置します。

基本施策 2 地域における参加・交流できる場や居場所づくりに取り組みます

行政が取り組むこと

- 既存の公共施設や空き家等を活用し、地域活動の拠点となる場所をつくります。
- 高齢者や子ども、障害のある人などが身近な地域で集える居場所づくりに取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民主体の助け合い・支え合い活動による居場所づくりを展開します。
- 多機関で協働するネットワークを構築し、地域ニーズに対応する居場所づくりを推進します。

基本施策 3 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

行政が取り組むこと

- お互いが尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。
- 女性の社会進出や就労時間の多様化などに対応し、仕事と子育てを両立させる社会づくりに取り組みます。
- 障害のある人でも地域で安心して暮らし続け、社会参加ができるよう支援の充実を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- すべての人々に関わる福祉教育活動を展開し、支援する側される側ではなく、地域の誰もがお互い支え合える地域共生社会に対する意識を高めます。
- 地域福祉活動を推進するために法人組織の基盤強化に努めます。

基本目標 2

必要な支援が得られ、 つながりつづける地域づくり



福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築するために、伴走型の支援やアウトリーチの実施、多機関と連携・協働した身近な地域での相談体制を充実させます。

基本施策 1 多様な機関・団体の連携と協力による 包括的な相談・支援体制を構築します

行政が取り組むこと

- 気軽に相談できる総合相談窓口を整備します。
- 地域に出向いて様々な困りごとを受け止め、その解決に取り組むとともに、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 関係機関等との連携・情報交換を図り、総合的な支援体制の構築を目指します。
- 専門機関のネットワークを形成し、相談に幅広く対応できる連携体制をつくります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 社会福祉協議会全体で相談を受け止め、民生委員や関係機関等との連携強化を図りながら相談支援を推進します。
- 多様な相談に対応できる組織体制を構築するため、職員の資質向上を図ります。
- コミュニティソーシャルワーカーを設置し、多機関と連携しながら必要な情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

基本施策 2 多様なメディア・機関・団体を効果的に活用した情報発信を推進します

行政が取り組むこと

- 福祉情報をわかりやすく届けます。
- 訪問活動を通じ、情報を必要とする人へ必要な情報を届け、包括的な支援を提供する体制を構築します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 情報提供体制の充実を図ります。
- 情報が届きづらい方へきめ細やかな情報提供と支援を図ります。

基本施策 3 不安や悩みを抱える人が孤立せず、 社会全体で寄り添い支援する体制を強化します

行政が取り組むこと

- 個人の意思が尊重される地域づくりに取り組みます。
- 個別の学習支援、生活習慣の習得支援を通じ、子どもとその親が安心して暮らし、学ぶことができる環境を整備します。
- 困りごとを抱えた人が、地域でその人らしく生活できるよう自立に向けた支援を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉サービスの周知や利用を促進し、困りごとを抱える人への支援を充実させます。
- 生活困窮者等に対して、支援に関わる組織・団体の持ち味やノウハウを活かし、包括的な支援を進めます。

基本目標 3

安全・安心な 支え合いのまちづくり



緊急時や災害時に孤立しないため、日常的な見守り体制の強化と安全・安心な地域づくりの支援体制を推進します。また、犯罪や交通事故を防ぐ活動の推進や外出や移動の支援を充実させることで、全ての住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

基本施策 1 地域を基盤とした災害に強い地域づくりを推進します

行政が取り組むこと

- 地域の防災力を高め、災害時にも支え合える仕組みをつくります。
- 住民がお互いに助け合い・支え合える関係を構築し、災害に強いまちづくりを推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の防災力を高めるため、平常時から様々な機関・団体等と連携できる仕組みや体制づくりに努めます。
- 住民がお互いに助け合い・支え合える関係を構築し、被災者に寄り添い支援できる仕組みや災害に強いまちづくりを推進します。

基本施策 2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくりに取り組みます

行政が取り組むこと

- 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参加し、つながる地域づくりを進めます。
- 子どもも大人も生きがいを持ちながら共に育ち、育て合うことができる地域づくりを進めます。
- 地域で暮らす人々が、それぞれの知識や経験を活かし、支え合う取組を推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参加し、つながる地域づくりを進めます。
- 子どもも大人も共に支え合い、それぞれ役割や生きがいを持てるような地域づくりを進めます。
- ボランティアセンターの機能を強化し、地域活動の活性化と新たなボランティアの発掘に取り組みます。

基本施策 3 安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します

行政が取り組むこと

- 交通・移動手段を確保することで、社会参加と様々な交流を促進します。
- 人々が安心して暮らせるよう、共につながり、地域ぐるみで見守りを行う取組を推進します。
- つながりを持ち、安心して暮らすことができる取組を推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 移送サービス提供体制を検討します。
- 認知症の方の見守りや啓発活動を実施します。
- 地域の中で孤立せず、安心して暮らすことができる取組を推進します。